

人事行政の運営等の状況について

平成28年11月18日

名張市

目 次

1. 任免及び職員数に関する状況	1
2. 人事評価の状況	4
3. 給与の状況	5
4. 勤務時間その他の勤務条件の状況	16
5. 休業に関する状況	18
6. 分限及び懲戒の処分の状況	19
7. サービスの状況	20
8. 退職管理の状況	21
9. 研修の状況	22
10. 福祉及び利益の保護の状況	24
11. 競争試験及び選考の状況	25
12. 公平委員会の業務の状況	26

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用職員者数

平成27年度 (平成27年4月1日)	
職 種	採用者数 (うち女性)
一般事務	9 (6)
土 木	2 (0)
電 気	1 (0)
保 健 師	1 (1)
医 師	8 (2)
薬 剤 師	1 (1)
医療SW	1 (1)
臨床工学技士	3 (1)
看 護 師	10 (9)
消 防	4 (0)
合 計	40 (21)

平成27年度 (平成27年4月2日以降)	
職 種	採用者数 (うち女性)
看 護 師	4 (4)
合 計	4 (4)

平成28年度 (平成28年4月1日)	
職 種	採用者数 (うち女性)
一般事務	10 (4)
土 木	2 (0)
保 健 師	1 (1)
医 師	5 (1)
放射線技師	1 (1)
理学療法士	1 (0)
作業療法士	1 (0)
看 護 師	13 (11)
消 防	4 (0)
合 計	38 (18)

(2) 退職者数

平成27年度	
職 種	退職者数
一般事務	17
土 木	1
看護教員	1
保育士・幼稚園	2
保 健 師	1
医 師	8
理学療法士	1
作業療法士	1
臨床工学技士	1
看 護 師	12
消 防	4
給食調理員	4
合 計	53

(3) 再任用職員数 (平成28年4月1日現在)

区 分	短時間勤務
市 長 部 局	9
教 育 委 員 会	8
消 防 本 部	0
上 下 水 道 部	4
合 計	21

※採用者数と退職者数には、他団体との派遣職員等の異動が入っていないため、次ページの部門別職員数の対前年増減数と一致しないことがあります。

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

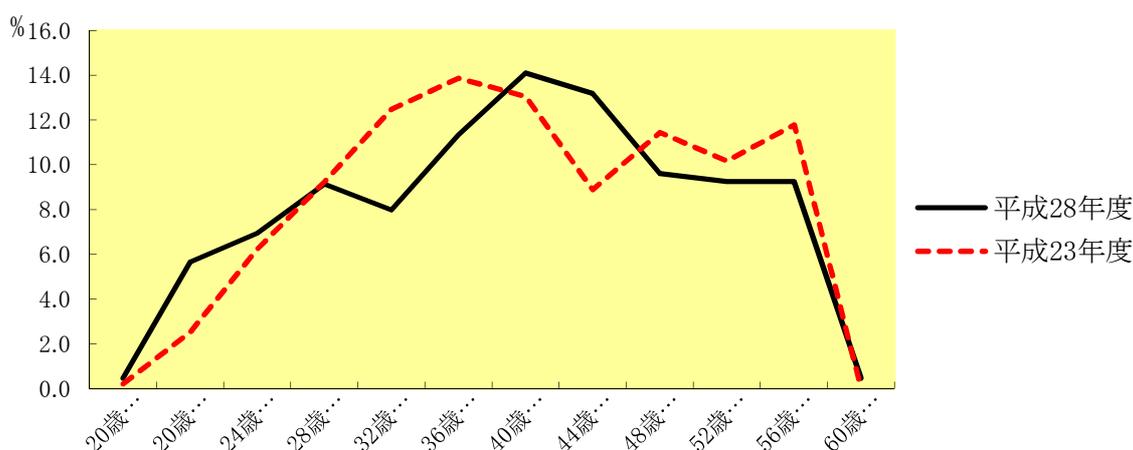
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	議会	6人	6人	0人	
	総務	99人	93人	-6人	機構改革による合理化
	税務	22人	23人	1人	税務業務スタッフの充実
	農林水産	16人	16人	0人	
	商工	7人	7人	0人	
	土木	49人	49人	0人	
	民生	112人	107人	-5人	事務の合理化
	衛生	25人	30人	5人	衛生業務スタッフの充実
	計	336人	331人	-5人	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.13人
	教育部門	82人	78人	-4人	事務の合理化
	消防部門	115人	115人	0人	
小 計	533人	524人	-9人	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.11人	
公営企業業 計等部門	病院	261人	263	2人	看護業務スタッフの充実
	水道	20人	19	-1人	事務の合理化
	下水道	16人	15	-1人	事務の合理化
	その他	24人	21	-3人	事務の合理化
	小 計	321人	318	-3人	
合 計		854人 [1,051人]	842人 [1,051人]	-12人 [0人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.62人

(注) 1 職員数は、地方公共団体定員管理調査をもとに算出しています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(5) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	49人	60人	79人	69人	98人	122人	114人	83人	80人	80人	4人	842人

(6) 部門別職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	364	362	360	353	336	331	▲33 (▲9.1%)
教 育	103	94	91	85	82	78	▲25 (▲24.27%)
消 防	113	115	114	114	115	115	2 (1.8%)
普通会計計	580	571	565	552	533	524	▲56 (▲9.7%)
公営企業等会計計	286	290	300	312	321	318	32 (11.2%)
総 合 計	866	861	865	864	854	842	▲24 (▲2.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(7) 職種別職員数の推移

(単位：人・%)

年度 職種別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の 増減数(率)
事務技術職等	399	391	395	385	372	365	▲34 (▲8.5%)
保 育 士 等	71	65	62	59	58	55	▲16 (▲22.5%)
保 健 師 等	26	28	30	33	31	31	5 (19.2%)
技能労務等	49	46	42	37	33	29	▲20 (▲40.8%)
小 計	545	530	529	514	494	480	▲65 (▲11.9%)
消 防 職	113	115	114	114	115	115	2 (1.8%)
医 療 職	207	215	221	235	245	247	40 (19.3%)
合 計	865	860	864	863	854	842	▲23 (▲2.7%)

(8) 定員管理方針における労働力の確保数

年度 職種別	平成27年	平成28年
定員管理職員数 (消防・医療除く)	494	480
再任用短時間 職員数 (0.8人換算)	25	17
任期付短時間 勤務職員数 (0.8人換算)	2	2
合 計	521	499

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員の人数は、小数点以下四捨五入として計算しています。

2 人事評価の状況

職員の能力開発、人材育成及び公正な人事への反映を目的として、人事評価を行っています。
人事評価の概要は、以下のとおりです。

(1) 評価方法

業績評価及び能力評価を基に評価を行っています。

(2) 評価期間

毎年4月1日から3月31日までとしています。

(3) 評価者体系

原則として、次表のとおり、直近の上司による第1次評価及び調整評価者による調整評価の2つのステップを経て評価を決定します。また、被評価者についての最終的な人事評価結果は、市長が決定します。

【事務職・技術職】

被評価者	評価者	
	第1次評価者	調整評価者
部長・部次長・統括監	副市長	市長
理事・担当監・室長・担当室長	部長	副市長
参事・係長・副参事・主管・主査・主任・室員	室長	部長

※消防職、保育士・幼稚園教諭職、医療職などについては、勤務形態等に応じて別途評価者を設定しています。

3 給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

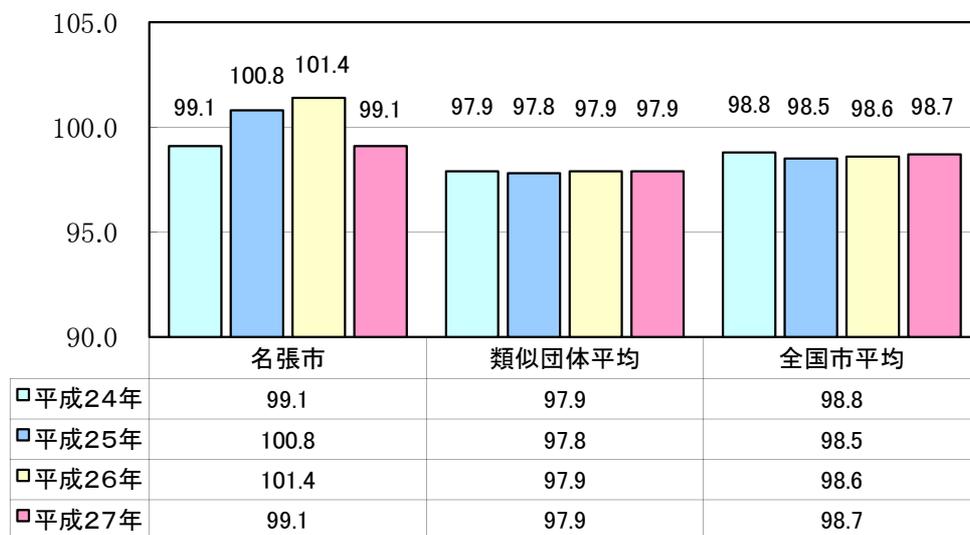
区分	住民基本台帳人口 (H28.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 80,482	千円 28,775,636	千円 321,214	千円 5,008,584	% 17.4	% 19.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 533	千円 1,990,512	千円 502,371	千円 791,646	千円 3,284,529	千円 6,162

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し 【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(実施内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げを実施しました。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(減給保障)を実施しています。

② 地域手当の見直し 【支給率の改定なし】

(支給割合) 国基準3%に対し、名張市においても3%を支給しています。

③ その他の見直し内容

平成27年4月1日に、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
名張市	42.8 歳	331,153 円	418,975 円	368,458 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
名張市	50.9 歳	21 人	336,257 円	356,078 円	350,475 円
うち給食調理員	51.7 歳	20 人	342,755 円	363,157 円	357,375 円
うちその他	34.9 歳	1 人	※ 円	※ 円	※ 円

③ 教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
名張市	46.6 歳	357,305 円	409,094 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 個人情報の観点から、職員数が少ない箇所においては、一部記載を省略しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分		名張市
一般行政職	大学卒	176,700 円
	高校卒	144,600 円
技能労務職	高校卒	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,450 円	369,014 円	385,435 円	※ 392,559 円
	高校卒	※ 219,800 円	316,075 円	※ 358,000 円	※ 380,061 円
技能労務職	高校卒	※ 212,400 円	※ 278,000 円	342,100 円	※ 345,500 円

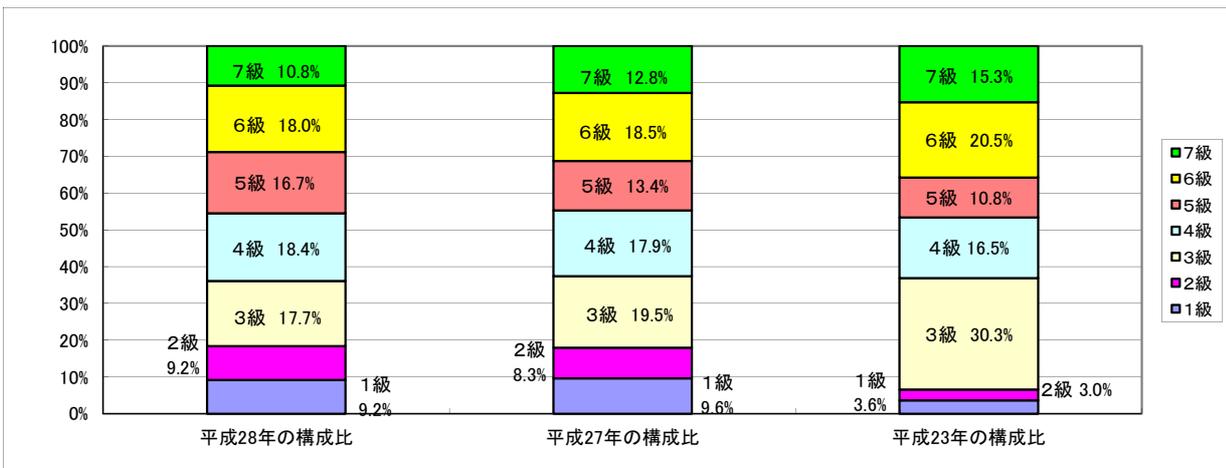
(注) ※欄の数値は該当者なしまたは少数のため理論値です。

Ⅲ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	室員	28人	9.2%	140,100円	246,100円
2級	室員	28人	9.2%	190,200円	303,000円
3級	主任	54人	17.7%	226,400円	348,800円
4級	主査	56人	18.4%	259,900円	379,800円
5級	主幹	51人	16.7%	286,200円	391,800円
6級	室長・担当監・副参事	55人	18.0%	317,000円	409,000円
7級	部長・理事・参事	33人	10.8%	361,300円	443,700円

- (注) 1 名張市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 給料月額は、現在、実施中の独自削減は考慮せず、名張市の給与条例に基づく給料表の金額です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

能力・実績に基づく人事評価制度は試行段階にあるが、現状としては全職員への本格実施に至っていないため、現在、昇給に差を設けていない。

IV 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(27年度)	
1,477	千円
(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

能力・業績に基づく人事評価は検討段階にあるが、現状としては未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給(65/100×2回)を行った。

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

名張市	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分 49.59 月分
最高限度額	49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	9,550 千円 22,772 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。対象者は、全職種です。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)		71,948 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		122,361 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
名張市	3 %	555 人	3 %
津市	6 %	2 人	6 %
鈴鹿市	12 %	1 人	12 %
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数(平成27年4月1日現在)		99.1	
(ラスパイレス指数)		(99.1)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)		8,905 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		31,466 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		42.2 %	
手当の種類(手当数)		4(10)	
種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
防疫手当	防疫等作業手当	1 感染症の疑いのある患者の救護又は感染菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理及び患者等の防疫に従事したとき。	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
福祉業務手当	死体処理手当	1 行旅死亡人の収容に従事したとき。	日額 5,000円 (医療職及び消防職には適用しない。)

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
特別勤務手当	用地交渉等手当	1 用地交渉、滞納整理、強制執行、汚物処理及び社会福祉の現業の業務で、同種の通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び、又は精神的な著しい苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回 500円 (詳細が記録されていること。)
	災害応急作業等手当	1 正規の勤務時間外に災害対策本部等の緊急の危機管理体制下で業務に従事したとき。	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
		2 前項のときに、庁外で業務に従事したとき。	日額 500円 (前項の額に加算する。)
	道路上作業手当	1 正規の勤務時間外に緊急勤務命令を受けて道路等の公共施設の補修、復旧等の業務に従事したとき。(災害応急作業等手当が支給される場合を除く。)	日額 500円 (医療職及び消防職には適用しない。)
	応急診療業務	1 応急診療所で深夜に看護業務に従事したとき。	日額 800円
消防手当	出動手当	1 火災、救急及び救助等の現場に出動し、消火、救急及び救助等の活動に従事したとき。ただし、救急救命士の資格を有する者が、救急活動に従事したとき及び中型・大型車の操作運転業務(機関員)に従事したときは100円を加算する。	1回 400円
		2 勤務時間外に火災等の発生により緊急勤務命令を受けて勤務につき、業務に従事したとき。	1回 500円
	夜間特殊業務手当	1 消防吏員が正規の勤務時間に深夜勤務に従事したとき。	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	128,822 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	291 千円
支給実績(平成26年度決算)	136,353 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	303 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同	67,033 千円	233,566 円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円			
	配偶者のいない場合の1人目	11,000円			
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)	同		17,974 千円	264,321 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		25,727 千円	50,845 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円~31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円~60,000円を支給	異	国は月額46,300円~139,300円を支給	80,677 千円	534,287 円
管理職員特別勤務手当	管理または監督の職にある職員が臨時または緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日または休日に勤務 6,000円~8,500円支給 ・平日深夜0時~5時まで勤務 3,000円~4,300円支給	同		6,692 千円	56,712 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		8,697 千円	106,061 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		50,222 千円	159,941 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		78 千円	78,000 円

V 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	900,000 円	
	副市長	690,000 円	
報酬	議長	553,000 円	
	副議長	476,000 円	
	議員	437,000 円	
期末手当	市長	(平成28年度支給割合) 3.50	月分
	副市長	(平成28年度支給割合) 3.60	月分
退職手当	市長	(算定方式) 給料の月額×500/100×在職年数	(1期の手当額) 18,000,000
	副市長	給料の月額×280/100×在職年数	(支給時期) 任期ごと
	備考		任期ごと

(注) 1 市長・副市長の期末手当は、本市の厳しい財政状況に鑑み一層の歳出の削減を図るため、当面の間、支給することとされる額から100分の30を乗じて得た額を減じる減額措置を実施しています。

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

VI 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 5,516,001	千円 300,907	千円 1,910,831	% 34.6	% 33.6

区分	職員数 A	給与費			一人当たり 給与費 B/A	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
27年度	人 265	千円 958,455	千円 704,120	千円 248,256	千円 1,910,831	千円 7,211

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

医師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	42.4 歳	544,373 円	1,584,725 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

看護師

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	37.2 歳	296,446 円	452,194 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	42.8 歳	356,760 円	596,843 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(27年度)	
1,413	千円
(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%

イ 退職手当 (平成28年4月1日現在)

名張市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
1人当たり平均支給額	1,790 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。対象者は、全職種です。

ウ 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		58,389 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		215,457 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
医師	16 %	35 人	— %
医師以外	3 %	229 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		332,855 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		1,562,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		67.2 %	
手当の種類(手当数)		2(39)	
種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	夜間看護業務(実務研修含む)	1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。4時間以上	1回 4,500円
		1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。2時間以上4時間未満	1回 4,000円
		1 病院及び介護老人保健施設で深夜に看護業務に従事したとき。2時間未満	1回 3,000円
	緊急呼出手当	1 正規の勤務時間外に、医療職給料表(1)の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回 5,000円
		1 正規の勤務時間外に、医療職給料表(2)及び(3)の適用を受ける職員が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回 3,000円

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
病院手当	管理職員緊急業務手当	1 医療職給料表の適用を受ける管理職員が正規の勤務時間外に緊急対応のため手術、検査等に従事したとき。	1回 5,000円
	死体処理業務	1 病院で勤務する職員が死体の処理に従事したとき。	1回 1,200円
	解剖業務	1 病院で勤務する職員が解剖に従事したとき。	1体 1,600円
	放射線照射業務	1 放射線を照射する業務に従事したとき。	日額 300円
	病理検査業務	1 病理検査業務に従事したとき。	日額 300円
	手術室業務	1 看護師が手術室に勤務したとき。	日額 300円
	人工透析業務	1 人工透析業務に従事及び看護師が人工透析室に勤務したとき。	日額 300円
	救急出動業務	1 救急車で患者を他病院に搬送した職員	1回 400円
	救急輪番業務	1 医療職給料表（1）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 120,000円
		2 医療職給料表（1）の適用を受ける管理職員が名張市の休日を定める条例（平成元年条例第1号）による休日である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 70,000円
		3 医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 18,000円
		4 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 85,000円 （管理職員には適用しない。）
		5 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が名張市の休日を定める条例による休日である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 40,000円 （管理職員には適用しない。）
		6 医療職給料表（2）の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回 3,000円 （管理職員には適用しない。）
	救急輪番患者診察手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。	1回 4,000円
	医師確保手当	1 院長	月額 170,000円
		2 副院長及び顧問	月額 160,000円
		3 学卒後18年以上の医師	月額 150,000円
		4 学卒後10年～18年未満の医師	月額 140,000円
		5 学卒後7年～10年未満の医師	月額 120,000円
		6 学卒後3年～7年未満の医師	月額 110,000円
	医師職務手当	1 院長	月額 200,000円
		2 副院長	月額 100,000円
3 診療部長		月額 70,000円	
待機業務	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき 病院外での待機の場合 病院内での待機の場合	1回 病院外で待機 2,000円 病院内で待機 6,000円	
	2 医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき 病院外での待機の場合 病院内での待機の場合	1回 病院外で待機 1,000円 病院内で待機 3,000円	

種別	手当の名称	勤務内容	支給単価
医師研究手当	医師研究業務	1 院長	月額 500,000円
		2 副院長及び顧問	月額 450,000円
		3 学卒後18年以上の医師	月額 430,000円
		4 学卒後10年～18年未満の医師	月額 420,000円
		5 学卒後7年～10年未満の医師	月額 360,000円
		6 学卒後3年～7年未満の医師	月額 310,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	174,459 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	739 千円
支給実績(平成26年度決算)	168,373 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	726 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成28年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同	25,596 千円	213,298 円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円			
	配偶者のいない場合の1人目	11,000円			
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)	同		12,545 千円	250,894 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		17,990 千円	83,286 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～140,000円を支給	異	医療職等の支給単価	24,708 千円	705,943 円
管理職員特別勤務手当	管理または監督の職にある職員が臨時または緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日または休日に勤務 6,000円～12,000円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,500円～6,000円支給	異	医療職等の支給単価	3,424 千円	142,646 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		9,341 千円	207,573 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		21,134 千円	110,073 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		23,711 千円	134,722 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 1,697,631	千円 77,147	千円 95,105	% 5.6	% 4.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 20	千円 82,404	千円 19,759	千円 31,854	千円 134,017	千円 6,701

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名張市	43.2 歳	342,263 円	517,591 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名張市	
1人当たり平均支給額(27年度)	
1,448	千円
(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分
(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

名張市	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分 49.59 月分
最高限度額	49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	24,569 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。対象者は、全職種です。

ウ 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		2,664 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		121,098 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度
名張市	3 %	19 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)	33 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	3,667 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	32.1 %	
手当の種類(手当数)	4(4)	
	勤務内容	支給単価
	用地交渉、滞納整理、強制執行等通常の業務と比較して困難かつ身体的に著しい危害が及び又は精神的な苦痛が伴うと想定される業務に従事したと所属長が認めたとき。	1回 500円
	緊急命令を受けて出勤し、応急復旧作業に連続して3時間以上直接従事した職員	1回 500円
	勤務時間外に緊急命令を受けて出勤し、業務に従事した職員（前号との重複支給は行わない）	1回 500円
	高所若しくは配水池内等において作業を行った職員又は3,300ボルト以上の電気設備を直接取り扱った職員	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	8,028 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	535 千円
支給実績(平成26年度決算)	7,673 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	512 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同	2,633 千円	239,364 円
	配偶者以外の扶養親族2人まで	6,500円			
	配偶者のいない場合の1人目	11,000円			
	満16歳以上22歳までの子については5,000円加算				
住居手当	借家・借間を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給(限度額 27,000円)	同		1,122 千円	280,500 円
通勤手当	ア交通機関(電車・バスなど)利用者 6か月定期券などの実額 (支給限度額1月あたり 55,000円)	同		719 千円	42,288 円
	イ交通用具(自動車・バイクなど)利用者 片道2km以上の場合2,000円～31,600円 (13区分)				
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に月額36,000円～60,000円を支給	同		3,773 千円	539,000 円
管理職員特別勤務手当	管理または監督の職にある職員が臨時または緊急の必要性等を有する業務のため、 ・週休日または休日に勤務 6,000円～8,500円支給 ・平日深夜0時～5時まで勤務 3,000円～4,300円支給	同		100 千円	19,900 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給	同		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数)	同		1 千円	361 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給(勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数)	同		542 千円	45,184 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に月額30,000円(距離に応じて加算措置あり)を支給	同		0 千円	0 円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(注) 1 公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

2 市立病院及び消防署等においては、交代制勤務による勤務があります。

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20日
病 気 休 暇	公務傷病の場合	必要な期間
	結核性疾患の場合	必要な期間 (1年以内)
	私傷病の場合	必要な期間 (90日以内)
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要な期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液等の提供	
	ボランティア休暇	1 暦年 5日
	結婚休暇	7日以内
	生理休暇	必要な期間
	産前・産後休暇	産前産後各8週間 (多胎は産前14週間)
	育児時間休暇	1日2回 各30分以内 (生後1年以内)
	法令に基づく予防注射、健康診断等	必要な期間
	妊娠障害 (つわり等)	1妊娠期間において14日以内
	配偶者分娩休暇 (出産補助)	入院日から出産後14日以内の期間で3日以内
	育児参加休暇	妻の産前6週間産後8週間 (多胎は産前14週間) の期間に5日以内
	子の看護休暇	1暦年 5日 (子が2人以上の場合は10日) 以内
	短期介護休暇	1暦年 5日 (要介護者が2人以上の場合は10日) 以内
	忌引休暇	配偶者10日以内、父母7日以内、子5日以内、兄弟姉妹3日以内 等
	父母の追悼休暇	1日以内
	夏季休暇	7日以内
	災害による住居の滅失及び損壊等	7日以内
	災害等による出勤困難	必要な期間
災害時等の通勤途上の危険回避	必要な期間	

区 分	種 類	内 容
介 護 休 暇	配偶者等の介護（無休）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成27年1月1日～平成27年12月31日）

職員には、1 暦年あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成27年の職員一人あたりの平均取得日数は、10.0日です。

(4) 介護休暇の取得状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
介護休暇の取得人数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

5 休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

育児休業等に関する制度は、3歳に満たない子を養育するため休業できる育児休業制度、子が小学校就学の始期に達する日まで1週間当たりの通常の勤務時間よりも短い勤務時間で勤務することができる育児短時間勤務制度、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間が限度）について勤務しないことができる部分休業制度があります。

なお、各制度の給料は、育児休業は無給、育児短時間勤務は勤務時間数に応じて減額、部分休業は取得時間数に応じて減額します。

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
育児休業の取得人数	0	39	0	0	0	0	0	0	0	39
育児短時間の取得人数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
部分休業の取得人数	0	37	0	2	0	0	0	1	0	40

(2) 修学部分休業の取得状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

職員は、大学及び高等専門学校など条例で定める教育施設における修学のため、2年を超えない期間内において、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲で取得することができます。

なお、修学部分休業の取得時間数に応じて、給料を減額します。

	市長部局ほか		教育委員会		消防本部		上下水道部		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
修学部分休業の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒の処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類としては、免職、降任及び休職があります。

平成27年度の分限処分の実人数状況は次のとおりです。（（）は発令回数）

区 分	処分事由	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局ほか	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	12 (24)	12 (24)
教育委員会	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	2 (5)	2 (5)
消防本部	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (2)
上下水道部	心身の故障等	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (2)
合 計		0 (0)	0 (0)	16 (33)	16 (33)

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類としては、免職、停職、減給及び戒告があります。

平成27年度の懲戒処分の実人数状況は次のとおりです。

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局ほか	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
消防本部	0	1	0	0	1
上下水道部	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	1

市民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

7 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

また、研修に参加する場合や構成に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、全体の奉仕者であり職務専念義務を負うことから、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他の報酬を得ていかなる事業又は事務に従事することはできません。

平成26年度の従事許可の状況は次のとおりです。

区 分	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者（団体役員等）	0
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者（不動産賃貸等）	0
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者（調査員等）	47

(3) 名張市職員倫理規程

職員の職務に係る倫理の確立及び保持に関する必要な措置を講じることにより、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、名張市では平成20年8月に名張市職員倫理規程を策定しました。

倫理規定 倫理行動規準 抜粋

- ・職員は、市民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚し、常に公正な職務の執行にあたらなければならない。
- ・職員は、法律又は条例若しくは規則等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から贈与等を受け、又は利益若しくは便宜の供与を受ける行為その他職務の執行の公平さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれのある行為をしてはならない。
- ・職員は、公務外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

8 退職管理の状況

平成28年4月1日施行の地方公務員法等の一部を改正する法律により、職員であった者で離職後に営利企業に就職した者（以下、「再就職者」という）による依頼等（働きかけ）が規制されるほか、退職管理の適性を確保するために、市として所要の措置を講ずることとなりました。

(1) 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

再就職者が、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。

(2) 働きかけ規制の範囲

在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や期間が異なります。

①すべての再就職者

離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間の働きかけが禁止されています。

②離職前5年より前に課長級以上の職歴がある再就職者

上記①に加え、離職前5年より前の課長級以上の職についていたときの執行機関の組織等の職員に対し、当該5年より前の課長級以上の職の職務に属する契約等事務に関して、離職後2年間の働きかけが禁止されています。

③再就職者が在職中に自ら決定した契約・処分への働きかけ

①・②に加え、在職した執行機関の組織等の職員に対し、自ら決定した（最終決裁権者）契約・処分であって、現に再就職している営利企業等との間のものについて、期限の定めなく働きかけが禁止されています。

※法令等に基づく申請・届出を行う場合などは、働きかけに該当しません。

(3) 罰則等

規則等に反する行為をした場合、以下のとおり罰則等が定められています。

対象者	規則等の内容	禁止の期間等	罰則等
再就職者 (全職員)	(2) ①のもの	離職後2年間	10万円以下の過料
再就職者 (課長級以上)	(2) ②のもの	離職後2年間	
	(2) ③のもの	期間の定めなし	
現役職員	再就職者から働きかけを受けた場合の届け出義務	遅滞なく公平委員会へ報告しなかった場合	懲戒処分の対象

※不正な行為の働きかけをした再就職者、又は応じた現役職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

9 研修の状況

平成27年度の研修の実施状況は次のとおりです。

研修名	受講者数	実施日数
【階層別研修】		
新規採用職員研修（前期）	32	5
新規採用職員研修（後期）	14	1
一般職員研修（人事評価研修）	50	2
一般職員研修（リーダー研修）	90	1
管理職研修（人事評価研修）	17	2
コンプライアンス研修	54	1
【特別研修】		
不当要求対策研修	54	1
こころとカラダの健康研修	21	1
【人権研修】		
人権相談力アップ研修	56	1
セクハラ・パワハラ研修	27	1
【人権大学講座派遣】		
三重県人権大学講座	1	21
【三重県市町総合事務組合派遣研修】		
ワンステップ研修（前期Ⅰ）	14	3
ワンステップ研修（前期Ⅱ）	14	1
ワンステップ研修（後期）	13	2
ツーステップ研修Ⅰ	2	2
ツーステップ研修Ⅱ	2	2
スリーステップ研修Ⅰ	8	2
スリーステップ研修Ⅱ	7	2
マネージャー研修Ⅰ	11	2
マネージャー研修Ⅱ	5	1
話し方講座	2	2
メンタルヘルス研修	4	1
職場の活性化を考えるセミナー	7	1
コミュニケーションマインド向上研修	5	1
プレゼンテーションスキル研修	2	2
リーダー研修Ⅲ	3	1
給与実務研修	2	1
法制執務研修	3	1
訴訟対応研修	1	1
政策法務研究	1	1
情報処理研修	7	1～2
公営企業会計研修	4	2
税務実務研修	4	2

研修名	受講者数	実施日数
OJT能力向上研修	2	1
不当要求対策研修	1	1
三重地方行財政アカデミー入門編	2	1
【三重県地方自治研究センター派遣研修】		
労働安全衛生セミナー	2	1
【その他派遣研修】		
洋上研修（JC青年の船）	1	8
所属別職員専門研修	8	1～3
総受講者数	553	

10 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び公務能率の向上に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

平成27年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び名張市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理	<ul style="list-style-type: none">安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の機能充実を図っています。メンタルヘルス対策として、第三者機関による健康相談窓口を設置し相談体制の充実に努めています。公務災害の削減にあたり、事例の研究及び防止対策の検討を行っています。
職員の健康管理	<ul style="list-style-type: none">年1回全職員（人間ドック受診者除く）を対象とした定期健康診断を実施しています。人間ドック受診者を対象に経費の一部助成を実施しています。健康診断受診結果の状況を踏まえ、保健師又は産業医による保健指導を実施しています。業務上必要と認められる職員に対し、深夜業務従事者健診等を実施しています。
労働安全衛生事業の決算額	8,848千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条の趣旨により、市が行う職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を円滑に行うために職員の互助組織として名張市互親会が実施しています。

しかしながら、名張市の財政状況等を踏まえ、現在、職員の互助組織である名張市互親会への補助金は行っておりません。

(3) その他の福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

1.1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

平成27年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

日程	区分	採用 予定者数	申込者数	受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 合格者数	最終 合格者数	合格倍率
A	一般事務職（上級）	6名程度	134	123	42	26	11	13.5
	一般事務職（中級）		33	26	14			
	土木技術職（上級）	2名程度	9	7	7	6	3	3.0
	土木技術職（中級）		2	2	0			
	電気技術職（上級）	1名程度	0	0	0	0	0	—
	電気技術職（中級）		1	1	1			
B	一般事務職（初級）	2名程度	15	14	8	5	3	4.7
	保健師	1名程度	1	1	1	1	1	1.0
	消防職	1名程度	8	8	6	6	6	1.7
	消防職（救急救命士）		2	2	1			
	身体障害者対象一般事務	1名	3	3	1	0	0	—
C	電気技術職（上級）	2名程度	4	3	2	1	1	3.0
	電気技術職（中級）		0	0	0			
	一般事務職（スポーツ枠）	1名程度	3	3	1	1	1	1.0
D	電気技術職（職務経験者）	1名程度	1	1	0	—	0	—

※合格者数は、補欠合格者数を含む人数です。

※倍率は、1次試験受験者数を合格者数で除して得た数となります。

(2) 選考の実施状況

平成27年度の選考試験の実施状況は次のとおりです。

	区分	採用 予定者数	申込者数	合格者数
	看護師①	若干名	6	4
	看護師②	15名程度	13	13
	理学療法士	若干名	2	2
追加 実施 分	放射線技師	若干名	5	2
	作業療法士	若干名	1	1
	医療ソーシャルワーカー	1名	9	1
	看護教員	1名	1	0

※合格者数は、補欠合格者数を含む人数です。

12 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし